



# 山形県公報

平成19年9月7日(金)  
第1873号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....(総務課)...1201  
政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....(同)...同

### 告 示

指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....(村山総合支庁福祉企画課)...1202  
土地改良事業施行の認可.....(最上総合支庁農村計画課)...同  
民有保安林の指定の解除.....(森林課)...同  
同.....(同)...1203  
市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....(都市計画課)...同  
開発行為に関する工事の完了.....(庄内総合支庁建築課)...同  
県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....(出納局)...同

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(庄内総合支庁企画振興課)...1204

### 正 誤

## 規 則

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年9月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第88号

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(平成19年3月県条例第13号)の施行期日は、平成19年9月30日とする。

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第89号

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年12月県規則第86号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「資本」を「資本金」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第3条第1項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「株券」を「株券、金銭信託」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

別記様式第1号第4項中「貯金、郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第3号を削り、同様式第5項を削り、同様式第6項中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の総額)」を」に改め、同項を同様式第5項とし、同様式中第7項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

別記様式第2号第4項中「貯金、郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第3号を削り、同様式第5項を削り、同様式第6項中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の総額)」を」に改め、同項を同様式第5項とし、同様式中第7項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定(「資本」を「資本金」に改める部分に限る。)は公布の日から、別記様式第1号第4項及び別記様式第2号第4項の改正規定は同年10月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第846号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年9月7日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地              | 事業所の名称及び所在地                           | 廃止年月日       |
|----------------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 社団法人山形県接骨師会<br>山形市五日町15番10号      | 社団法人山形県接骨師会加藤事業所<br>上山市金生西一丁目5番15号    | 平成19. 6. 30 |
| 社会福祉法人七日町こまくさ会<br>山形市七日町四丁目5番20号 | 七日町こまくさ園指定居宅介護支援事業所<br>山形市七日町四丁目5番20号 | 同 7. 31     |

### 山形県告示第847号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、新規土地改良事業(土地改良事業)の施行を次のとおり認可した。

平成19年9月7日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地改良事業を行うものの名称

戸沢村土地改良区

2 認可年月日

平成19年8月28日

3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

### 山形県告示第848号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成19年9月7日

山形県知事 齋 藤 弘

1 解除に係る保安林の所在場所

西村山郡大江町大字小見字大山804 - 11(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備兼公衆の保健
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第849号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成19年9月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
長井市平野字神尾4165-1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 保安林解除の理由  
送電施設用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第850号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき小国町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
平成19年9月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
小国都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

山形県告示第851号

次の開発行為は、完了した。  
平成19年9月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年7月2日 指令庄総建第30号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
飽海郡遊佐町比子字白木36番45、36番46、36番87、36番103、36番104、36番105
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1  
港南株式会社

山形県告示第852号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。  
平成19年9月7日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏名    | 住所           | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日     |
|-------|--------------|------------|-----------|
| 鹿野日出子 | 酒田市中央東町3番27号 | 同左         | 平成19.8.20 |

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成19年9月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年8月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 ゆざ環境協働組織 鳥海自然ネットワーク
  - (2) 代表者の氏名  
今野 進
  - (3) 主たる事務所の所在地  
飽海郡遊佐町字遊佐京田98番地の3
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、鳥海の自然を生かし、人々が自然にふれあい、自然の魅力を実体験し、自然を核とした新たな文化を地域に興し、結果として遊佐の環境向上を図り交流を通して地域の活性化に寄与することを目的とする。

|          |            | 正   |    | 誤                                             |                                                                                      |
|----------|------------|-----|----|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行年月日    | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤                                             | 正                                                                                    |
| 平成19.4.1 | 号外(14)     | 3   | 18 | イ 第6条第1項の規定による臨時の予防接種に関すること(結核に係るものに限る。)      | イ 第6条第1項の規定による臨時の予防接種に関すること(結核に係るものに限る。)<br>第15条第1号イ中「知的障害者更生相談所」を「知的障がい者更生相談所」に改める。 |
| 同        | 同          | 同   | 26 | に改め、同欄第3項第1号イ中「知的障害者更生相談所」を「知的障がい者更生相談所」に改める。 | に改める。                                                                                |